

済美中学校学校経営方針

(1) 校訓 「至誠・力行・一貫」

・至誠…この上なく誠実なこと。

・力行…力を尽くして行なうこと。

・一貫…始めから終わりまで、一つの仕方・考え方で貫き通すこと。

(2) 学校教育目標

「人間性豊かに他者とかかわり、確かな学力を身に付けて、夢を語り、自らの進路を切り拓く生徒の育成」

⇒「知・徳・体」の調和、自律（校章の三線は、知・徳・体を表している）

(3) 学校スローガン

「済美になろう」

済美とは、「美を済すこと、美德を成し遂げること、代々の立派な業績を受け継ぐこと。」（広辞苑より）

(4) 具体的実践項目

済美になるために

済美六行動	済美クエストの実施
率先して挨拶をしよう	委員会として活動を通して身につけたい力を決め、実施月、内容を企画して実施する。 (タイトル例) 保健 僕たち・私たちは元気な済美中生
率先して服装を整えよう	
率先して時間を守ろう	
率先して清掃しよう	
率先してルールを守ろう	
率先して人のために動こう	

学校として取組むこと

(※1) 学校スローガン「済美になろう」を徹底して浸透させること。

(※2) 済美六行動を意識した行動をさせること。

本年度の重点

(1) 安心して生活できる居場所づくりの推進

⇒心の居場所をつくる。(支え合い、生徒同士がつながる学級集団をつくる)

⇒魅力ある授業をつくる。(教師はしゃべりすぎず、内容で生徒を引き付ける)

⇒暴力行為やいじめ、不登校につながる可能性のある生徒へ早期に対応する。

⇒情報を共有し、組織的な対応をすすめる。

(2) 基礎的基本的な学力の定着と向上

研究テーマ;「生徒の主体的な学びを進めるファシリテート」

単元指導計画の工夫⇒単元を貫く問いや課題設定の吟味(教材研究の充実)

⇒生徒相互の学び合いの質の向上

⇒振り返りの充実

(3) 生徒会活動の充実、ボランティア活動の充実による自主性・自律性の育成 ⇒「地域貢献」

(4) 校内研修の充実 ～授業力向上から服務・危機管理、不祥事防止まで～

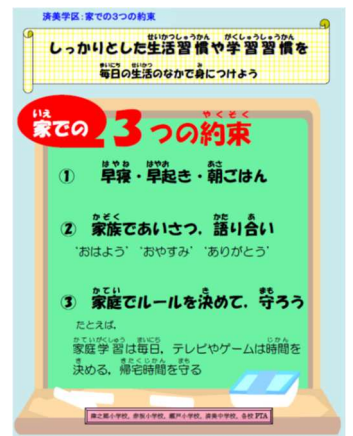
～研修に対する風土の醸成、同僚性の向上～

(5) トップダウンとボトムアップの調和を図る。(主任を中心としたラインでの意思疎通をはかる。)

(6) 小中一貫教育の推進

(7) 基本的な生活習慣の定着

キーワード
学力向上 & 地域貢献



基本的なあり方

- (1) 教育公務員としての自覚と使命をもって職務の遂行を行う。
 - ⇒ 地方公務員法、教育公務員特例法等の遵守、
 - ⇒ 服務規律の徹底、
 - ・勤務時間は職務に専念する。
 - ・出張等については、事前に旅行命令簿を提出する。
 - ・休暇、旅行等については、事前の届や承認を確実に行う。
 - ・場に応じた適切な服装、名札の着用、礼儀
 - ⇒ 不祥事の根絶
- (2) 法規法令に則った教育活動をすすめる。

このことが、生徒を育て、信頼される済美をつくりあげる基本である。 ⇒ 学習指導要領の完全実施
授業計画(週案)の記入により、シラバスの進行管理、授業時数の管理、出席簿の確実な記入
- (3) 小中一貫教育推進 ⇒ R8 年度、コミュニティスクールを導入
 - ⇒ 校区の課題を踏まえた指導方法の改善につながるカリキュラムの完全実施
 - ⇒ 中学校区の全教職員が所属する組織づくり
 - ⇒ 「生徒指導の4つの視点をすべての教育活動に生かす。」「認め、褒め、支え、励ます」指導に努める。
 - ① 自己存在感の感受(「一人の人間として大切にされている」という自己存在感を実感し、認められたという自己有用感を育む工夫
 - ② 共感的な人間関係の育成(支持的で創造的な学級づくり)
 - ③ 自己決定の場の提供(「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善)
 - ④ 安全・安心な風土の醸成(生徒による安心して学校生活が送れるような風土づくりの支援)
- (4) 生徒が安心して通い、安心して学ぶことのできる学校づくり、
 - ⇒ 生徒指導体制の確立(自ら考え、行動する場をつくる)
 - ⇒ 教育相談体制の確立(とりわけ、個別面接、家庭訪問指導、生徒理解)
 - ⇒ 魅力ある・言語活動を取り入れたわかる授業の創造、学習規律の確立、
(学力調査等の分析に基づく授業展開、自ら考え学ぶ授業の創造)
 - ⇒ 教育環境の整備(ごみ、汚れ、破損を放置しない。ゴミを落とす手から拾う手に)
- (5) 「目標の連鎖」のなかで学校目標の実現に向けた取組をすすめる。
 - ⇒ 学校評価自己評価表の目標と、自己申告書の目標につながりをもたせる。
自己の目標の達成が上位目標の達成につながることを認識する。
- (6) 「報告・連絡・相談→方向性の確認→取組み」を徹底する。
 - ⇒ 迅速な対応、ていねいな対応を行うこと。(3秒で済むことを先送りしない。)
 - 指摘に対しては、学校の動きが見える取組、結果を返す取組を大切にすることが、信頼を高める。
 - ⇒ 悪いことほど早く、後始末に忙殺されると本務に支障、疲弊感
- (7) 地域・保護者に信頼される学校をつくる
 - ⇒ 感動や成就感を共有する場とする。
学校の良いことだけでなく、(個人情報に注意しながら)悪いことも隠さない。
- (8) 不祥事の根絶・未然防止
 - ⇒ 信用失墜行為(地公法33条)、法令や上司の命に従う義務の違反(地公法 32条)等に対しては、懲戒処分(免職・停職・減給・戒告)、行政措置(文書訓告・嚴重注意)が行われる。
「報告が遅れた」「報告しない」等は、さらに重い処分となる。
 - ⇒ 法令を順守(服務規律の確保)することは、最終的には、自分や自分の家族を守ることに繋がるという意識をもつこと。
 - ⇒ 済美の決意「不祥事を起こさない」(交通事故・飲酒運転、体罰、セクハラ、情報漏洩)
 - ・飲酒運転 ～ 「飲んだら乗らない」の徹底、飲む会場へは車で行かない。
 - ・体罰 ～ いかなる理由があろうと許されないこと。感情的な指導をしない。
 - ・セクハラ ～ 生徒と密室で二人きりにならない。
携帯電話、メールアドレスを聞かない、教えない。
家庭への電話連絡は保護者を通じて行うこと。
 - ・個人情報の管理 ～ 個人のUSBの使用は認めない。個人情報の持ち出しは認めない。
必要があれば手続きを確実に行うこと。